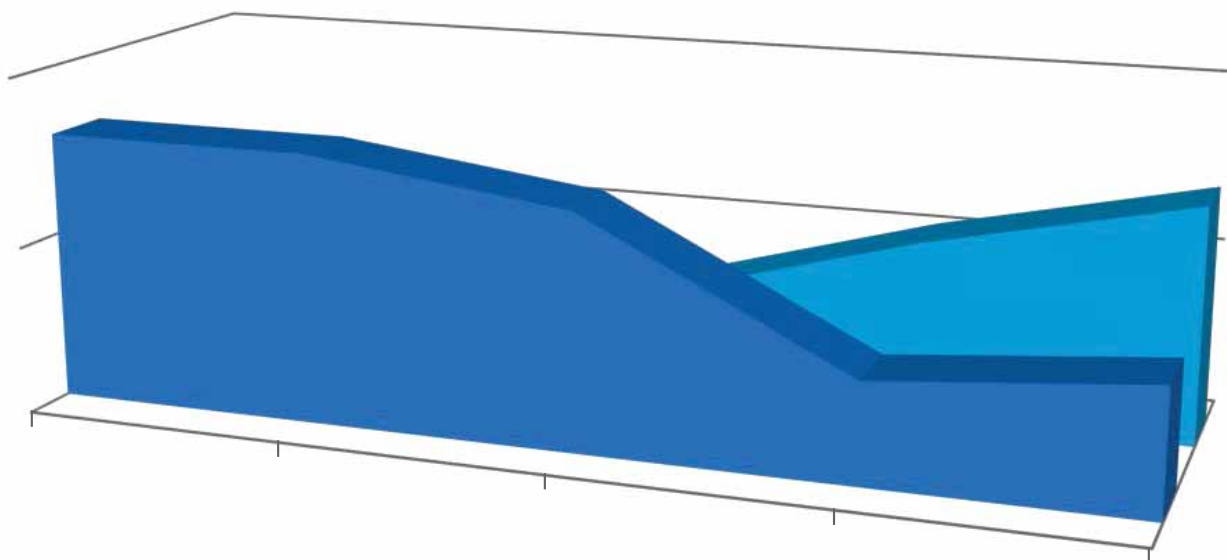


統計リソースの現状と統計調査の質の確保について



総務省

平成28年11月10日
政策統括官(統計基準担当)

目次

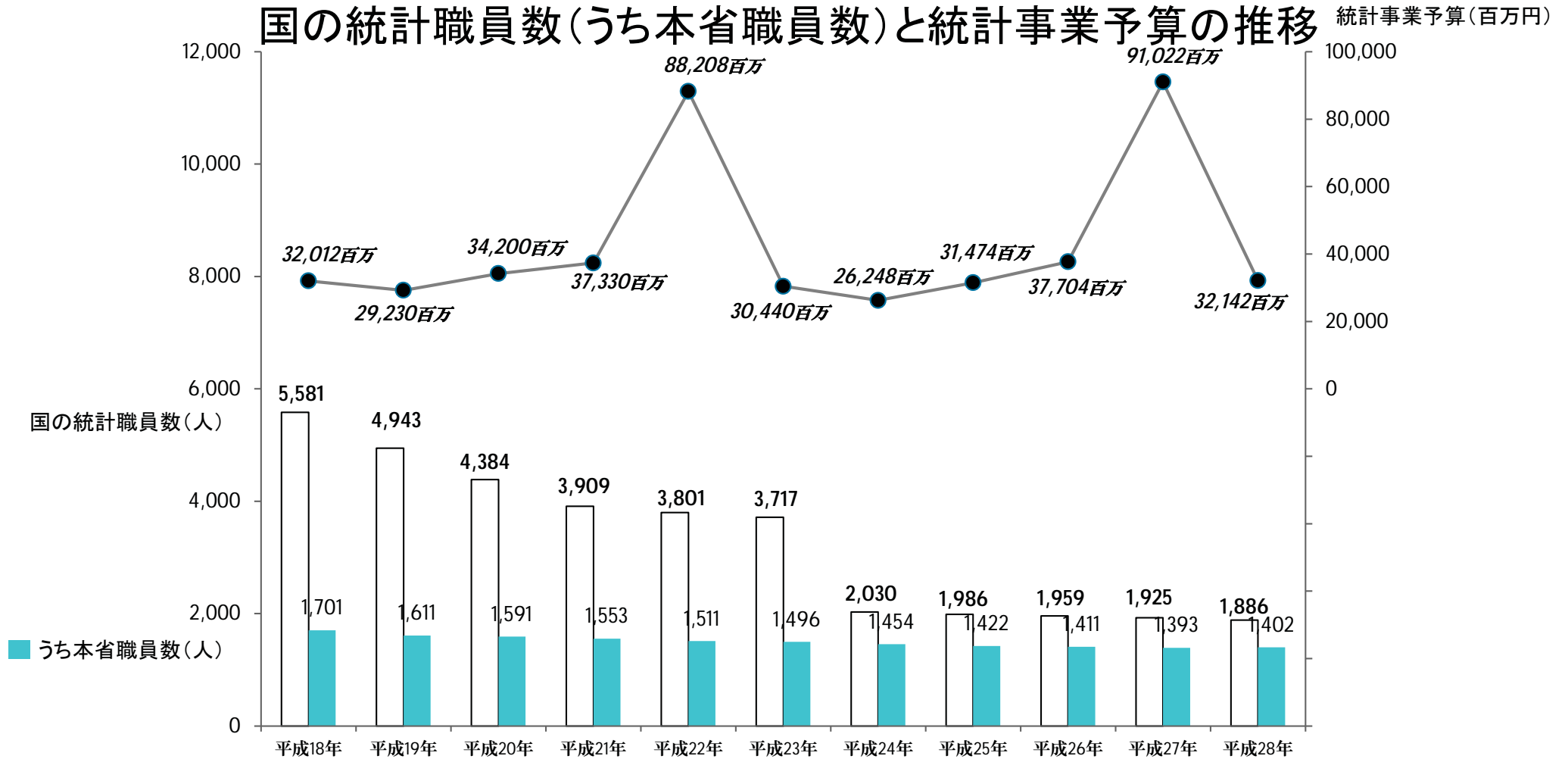
1. 統計リソースの現状

2. 統計調査の質の確保

(参考) 主要国の状況

1. 統計リソースの現状

○統計リソースの推移



注)平成24年度以降の国の統計職員数について、農林水産省の「地方支分部局」欄には、スタッフ制で業務を行っているため、統計職員数が明確に把握できない地方農政局等の支局を除き、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部の統計職員数を計上した。

1. 統計リソースの現状

○各府省別の状況

統計事業に係る府省等別予算の状況(平成23年度～28年度) (単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人事院	13,069	12,260	11,180	10,812	9,520	13,522
内閣府	667,602	650,698	604,431	585,478	669,144	651,401
復興庁	0	0	0	8,943	9,704	9,704
総務省	15,834,390	12,859,215	15,325,051	15,409,813	76,465,951	17,681,634
法務省	115,705	32,904	26,449	24,506	54,862	29,362
財務省	829,980	512,216	532,534	528,517	742,124	527,429
文部科学省	287,611	274,302	374,305	491,583	584,695	706,123
厚生労働省	4,395,554	3,527,369	3,864,423	3,769,073	3,369,528	4,447,543
農林水産省	4,069,781	3,091,950	4,204,300	8,364,844	4,076,462	3,677,585
経済産業省	2,568,669	3,237,232	4,064,835	6,635,650	2,971,254	2,531,555
国土交通省	1,461,025	1,830,079	2,250,897	1,663,395	1,806,251	1,533,146
環境省	188,296	219,296	215,157	211,782	262,540	333,146
その他	7,922	0	0	0	0	0
計	30,439,604	26,247,521	31,473,562	37,704,396	91,022,035	32,142,150

1. 統計リソースの現状

(平成28年4月1日現在)

「政府横断的な調整機関」

統計委員会
(総務省)

総務省政策統括官(統計基準担当)(60人)

内閣府(78人)

「国民経済計算」「機械受注統計調査」など

総務省(548人)

「国勢調査」「小売物価統計調査」「家計調査」など

法務省(8人)

「登記統計」「検察統計」「矯正統計」など

財務省(22人)

「法人企業統計調査」「法人企業景気予測調査」など

文部科学省(20人)

「学校基本調査」「体力・運動能力調査」「社会教育調査」など

厚生労働省(237人)

「人口動態調査」「毎月勤労統計調査」「医療施設調査」など

農林水産省(218人)

「農林業センサス」「漁業センサス」「作物統計」など

経済産業省(199人)

「特定サービス産業実態調査」「商業統計調査」など

国土交通省(53人)

「建築着工統計調査」「自動車輸送統計調査」など

各府省地方統計部局

都道府県・市町村※

※ 都道府県統計
専任職員
1,739人

中央

地方

「主要な統計作成機関、統計・統計調査の例」

1. 統計リソースの現状

○各府省別の状況

府省等別統計職員(本省職員)数の推移 (単位:人)

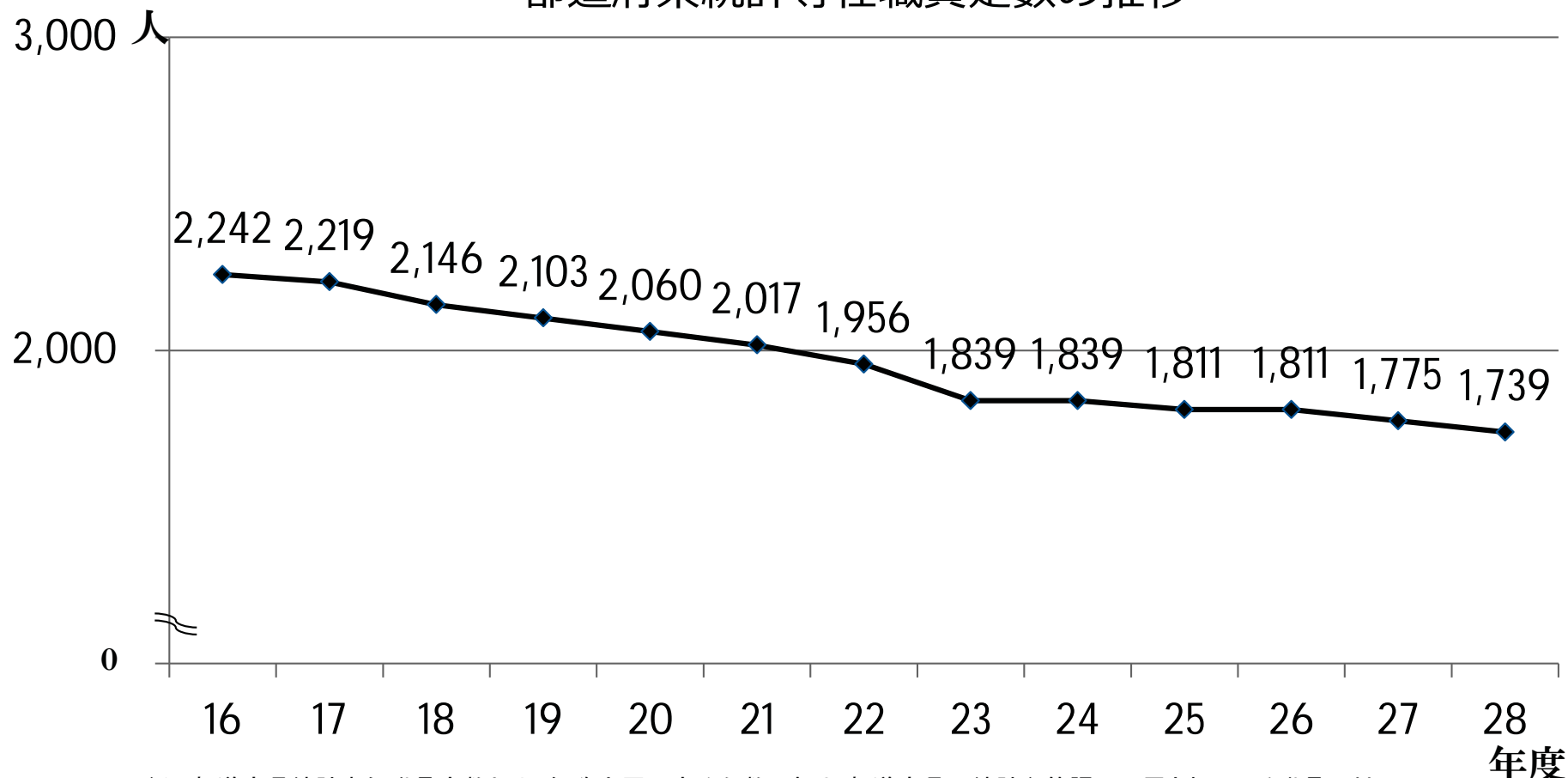
	内閣府	総務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	その他	合計	(参考) 地方支分部局含む
平成18年	73	590	331	311	248	72	76	1,701	5,581
平成19年	67	582	297	290	241	66	68	1,611	4,943
平成20年	85	580	284	281	237	53	71	1,591	4,384
平成21年	83	577	279	265	226	53	70	1,553	3,909
平成22年	83	562	264	257	225	55	65	1,511	3,801
平成23年	89	551	253	256	224	55	68	1,496	3,717
平成24年	89	554	247	231	214	54	65	1,454	2,030
平成25年	89	539	243	224	210	52	65	1,422	1,986
平成26年	88	536	240	222	204	57	64	1,411	1,959
平成27年	87	531	238	219	201	54	63	1,393	1,925
平成28年	78	548	237	218	199	53	69	1,402	1,886

- 注) 1 本表は、各府省からの報告を受け、総務省政策統括官(統計基準担当)で作成。各年4月1日時点
 2 統計職員数とは、主に統計作成業務に従事している職員の数であり、定員ではない。
 3 本表の統計職員数は地方支分部局を除いた人数である。なお、独立行政法人統計センター職員は除く。

1. 統計リソースの現状

- 地方公共団体においても、国の大規模な統計調査（基幹統計調査）を実施するため、都道府県に専任の職員（統計専任職員）を配置しているが、制度発足の昭和22年度以降、累次の国の定員削減計画に準じ、削減されてきており、都道府県統計機構の維持整備が厳しい状況が続いている。

都道府県統計専任職員定数の推移



注) 都道府県統計専任職員定数とは、総務大臣の定めた数であり、都道府県の統計主管課に配置されている職員に対し国から人件費を交付している数

2. 統計調査の質の確保

<ミッションの変化>

- ・ 公的統計の精度向上
- ・ 証拠に基づく政策立案の推進
- ・ 学術研究や産業創造

<リソースの変化>

- ・ 国・地方の統計職員の減少
- ・ 限られた統計予算



<変化への対応>

- (1) 民間事業者の適切な利用
- (2) 行政記録情報等の活用
- (3) 調査の統廃合、効率的実施
- (4) 統計職員の人材育成

2. 統計調査の質の確保

(1) 民間事業者の適切な利用

「公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)(抜粋)」

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(5) 民間事業者の活用

厳しい行財政事情の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。

一方で、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことが必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。

また、民間事業者の活用にあたっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の履行能力といった点に留意する必要がある。

このため、民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図るとともに、統計の品質保証活動の推進結果を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成24年4月6日最終改正)に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。

2. 統計調査の質の確保

統計事務の民間委託の状況(平成21年度～27年度)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
統計調査数	239	219	222	249	232	228	230
民間委託の実施数	183	175	185	205	192	190	191
(%)	76.6	79.9	83.3	82.3	82.8	83.3	83.0

2. 統計調査の質の確保

統計事務の種類別民間委託の状況(平成27年度)

		統計事務の種類別件数													全統計調査件数 (注2)
		調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管		
府省全体	当該事務が存在する統計調査	件数	230	164	159	220	229	227	79	218	229	230	229	227	230
	うち民間委託を実施しているもの	件数	19	26	48	120	122	116	50	162	130	127	51	59	191
		(割合(%))	(8.3)	(15.9)	(30.2)	(54.5)	(53.3)	(51.1)	(63.3)	(74.3)	(56.8)	(55.2)	(22.3)	(26.0)	(83.0)
	(参考)うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	件数	0	0	2	0	2	6	7	11	17	17	10	11	21
		(割合(%))	(0.0)	(0.0)	(1.3)	(0.0)	(0.9)	(2.6)	(8.9)	(5.0)	(7.4)	(7.4)	(4.4)	(4.8)	(9.1)
	うち地方支分部局	当該事務が存在する統計調査	件数	2	2	22	25	42	38	8	28	26	3	13	25
うち民間委託を実施しているもの		件数	1	1	2	4	4	4	4	6	4	1	1	1	7

注1) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成27年度に実施された統計調査の総件数である。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

2. 統計調査の質の確保

府省別民間委託の状況(統計事務) (平成27年度)

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査	うち民間委託を実施しているもの	(参考) うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	統計調査	うち民間委託を実施しているもの
内閣府	13	12	0	1	0
総務省	15	14	10	0	0
財務省	7	6	2	5	0
文部科学省	18	11	0	0	0
厚生労働省	54	48	3	3	0
農林水産省	36	27	0	23	2
経済産業省	34	29	0	2	0
国土交通省	38	31	4	10	5
環境省	11	11	0	0	0
人事院	4	2	2	0	0
合計	230	191	21	44	7

注) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

2. 統計調査の質の確保

(2) 行政記録情報等の活用

- 各府省では、①近年の統計調査環境の悪化への対処、②統計精度の維持・向上、③報告者負担軽減や統計作成の簡素・効率化の要請への対応、④行政コストの削減等を図る観点から、統計作成に当たって、行政記録情報等を活用
- また、行政記録情報等を、母集団情報の整備に加え、調査事項の代替・欠測値補完に活用しているケースや、他府省が保有するデータを活用するケースも増加傾向

【行政記録情報等の活用が図られている統計調査(平成28年3月時点)】

活用形態別	該当する統計調査の数	該当する統計調査の例	活用している行政記録情報等
① 母集団情報の整備	59	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済センサス-活動調査 ・ 漁業センサス 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 有価証券報告書、労働保険関係成立届 ⇒ 漁船登録データ
② 調査事項の代替	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口動態調査 ・ 港湾調査 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 出生、死亡、婚姻等の届出 ⇒ 輸出入申告情報、入出港届
③ 欠測値補完、審査等への活用	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国勢調査 ・ 法人企業統計調査 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 住民基本台帳 ⇒ 有価証券報告書
④ 上記①及び②	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事統計調査 ・ 自動車輸送統計調査 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 建設業許可データ ⇒ 自動車登録ファイル(①②)、貨物自動車運送事業者情報(①)

- リソース減に対応するため、これまでの統計調査を行政記録情報で代替することとしたものもある。

(例) ・ レセプトデータ活用による社会医療診療行為別調査の中止
 ・ 組合等提出の決算書類情報活用による消費生活協同組合(連合会)実態調査の簡素化

2. 統計調査の質の確保

(3) 統計業務の集約化、効率化

- 経済センサス（経済構造統計）の創設（平成21年～）により、我が国の全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握し、国民経済計算及び産業連関表等による推計の基礎データや各種統計調査の母集団情報を提供
- 平成26年経済センサス-基礎調査（基幹統計調査）と商業統計調査（基幹統計調査・5年周期で調査）との同時実施により、実査機関の負担を軽減・効率化
- 効率的に精度の高い調査結果を得るため、より正確な母集団情報は必要不可欠であり、事業所母集団データベースの整備を引き続き推進
- 統計データを国民が容易に利用可能な形で適時に提供するため、e-Statによる各府省の統計の一元的・総合的提供を推進
- 国民の利便性の向上、業務の効率化のため、業務のIT化やオンライン調査の推進
- 質の高い統計データを効率的に作成するため、「法人番号」の利活用を検討（母集団情報の整備の効率化・精度向上や統計調査の結果のデータリンケージの効率的な実施）

2. 統計調査の質の確保

3月の統計委員会報告書における統計リソースに関する記載

(平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分））

- 経済社会の発展を支える基礎となる質の高い公的統計を整備するために、統計委員会が今回指摘した課題への対応を着実かつ速やかに進めるには、各府省の統計リソースの強化が不可欠である。現在、各府省の統計担当部門において、今回指摘した取組を推進するには、そのための統計作成・分析・提供に必要な統計リソースが十分に確保されていないのが実情である。
- したがって、このような中で、公的統計の精度向上を図り、国や地方公共団体の「証拠に基づく政策立案（evidence-based policy making）」の推進及び学術研究や産業創造にこれまで以上に貢献していくためには、例えば、高度な統計知識を有し統計の品質向上を専門的に行う人材等といった統計リソースを確保するのが喫緊の課題である。
- また、専門的人材を有し、かつ府省横断的な統計の作成・提供、研修等を実施している総務省（統計局・統計研修所）・独立行政法人統計センターがその機能を活用し、積極的に各府省の統計担当部門を支援するなど府省を越え、政府全体として統計リソースを有効に活用すべきである。同時にリソースの有効活用のために、必要ならば従来の枠を超えた統計作成・統計リソースの配分も視野に入れるべきである。

2. 統計調査の質の確保

(4) 統計職員の人材育成

統計の専門人材の育成～総務省統計研修所の取組と今後の展開～

政府統計の精度維持・向上に向けた取組について(抄)

(第4回経済財政諮問会議(平成28年3月24日))

【総務省における新たな体制づくり】

(高市議員提出資料)

- 4月に以下の新たな体制を立ち上げるとともに、総務省の統計関係部局等の機能を改善・強化し、統計委員会及び各府省を強かにサポートする。
 - ① 年度後半に統計委員会が精度改善の審議を出来るようにするため、PDCAサイクル策定支援チーム(仮称)を設置する。
 - ② 統計委員会及び各府省の統計改善業務を支援するため、**統計技術改善支援PT(仮称)**を統計研修所に設け、**統計技術改善に関する技術的手法等について、研究開発を行う。**

「GDP統計を軸とした経済統計の改善に向けて」(抄)

(第17回経済財政諮問会議(平成28年10月21日))

1 経済統計における諸課題

資料1-1 有識者議員提出資料)

「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会(以下「研究会」という)での議論等を踏まえれば、現在の我が国の経済統計には、以下のような課題が存在。

(中略)

- **統計人材が十分に育成・確保されていない、(以下略)**
- 2 改善に向けた取組み
 - (3) 統計人材の育成・確保、統計業務の効率化
- **大幅に減少している統計人員の確保・育成の具体的方策を検討すべき。**

各府省の統計担当職員数は減少の一途

公的統計の精度向上と統計を活用した政策の質的向上の必要性

新たな統計リソースの出現(POSデータ等のビッグデータ、行政記録情報等)

公的統計の精度向上のためには、高い統計技術をもった**官庁データサイエンティストの育成**が必要不可欠

2. 統計調査の質の確保

統計の専門人材の育成～総務省統計研修所の取組と今後の展開～

総務省統計研修所 国家公務員及び地方公務員に対する統計研修を行う唯一の行政機関
(受講者数2010年 956人⇒2015年 1334人)

○ 官庁データサイエンティスト育成に向けた、研修の取組方針

【幅広い分野の行政官に対する基礎講座の拡充(MOOC講座)】

- ・随時受講できる動画解説のサイエンス入門講座として、「始めて学ぶ統計—公務員のためのオンライン講座」を開始。来年度は上級コースを開設。
- ・行政官の調査・分析能力向上のため「統計解析ソフトRの基礎」「1日で学ぶ標本設計」等実践講座を開設。

【行政評価との関連の強化】

- ・公的統計を活用した定量的な政策目標の設定や効果測定等について、「政策評価と統計」を開設。

【地方公共団体の支援】

- ・地方公務員に対する高度な研修を行う自治大学からの依頼を受け、具体の政策課題を題材とした「データ分析の基礎」をテーマとする講座を開設。
- ・地方公共団体における公的統計の政策への活用強化を図るため、統計データの利活用事例を収集し、研修内容を強化。

【大学との連携】

- ・各大学と連携し、産学官共同の統計の専門人材の育成に取り組む(2016年は滋賀大学と共同で「データサイエンスセミナー」等開催。)

○ 統計精度改善のための技術支援・研究方針

② 統計精度改善のための技術支援・研究の推進

【統計精度改善の研究】

- ・統計委員会・各府省の統計精度改善のためのPDCAの取組を支援

2016年4月に「統計技術改善PT」を設置。統計局所管統計の標本設計、欠測値補完方法等の実態把握・研究を実施中。
諸外国の欠測値補完方法の把握を実施中。

これらの結果を踏まえ、各府省統計の改善への応用方策を検討する。

【参考】主要国の統計機関における職員数の推移

◇ 欧米の主要国における統計職員は、国によって差異はあるものの、最近の8年間に1割前後の減

主要国の統計職員数

機関名 職員数	日本	アメリカ				イギリス	フランス	ドイツ	カナダ
	(統計所管府省)	大統領府 行政管理 予算庁 首席統計官	商務省 センサス 局 Census Bureau	商務省 経済分析 局 Bureau of Economic Analysis	労働省 労働統計 局 Bureau of Labor Statistics	国家統計局 Office for National Statistics	国立統計 経済研究所 INSEE, (Ministerial Statistical Department含む)	連邦統計局 Federal Statistical Office	カナダ 統計局Statistics Canada
2008年	4,384人	6人	9,033人	552人	2,697人	3,971人	6,452人	2,796人	5,177人
2015年	1,925人 (4月1日現在)	7人 (27年7月現在及び26年度計画における27年度 予定数)	9,942人	492人	2,581人	3,633人 (3月31日現在)	5,868人 (5月現在)	2,325人 (2014年6月)	5,358人 (6月29日現在)
【参考】 国家公務 員数	34.1万人 (2012年度未予 定定員)	279万人 (2011年12月現在)				45.5万人 (2012年9月現 在)	231万人 (2010年12月 現在)	34万人 (2011年6月現 在)	—

注)1 本表は、総務省政策統括官(統計基準担当)で作成。地方支分部局職員を含む。

2 参考欄の国家公務員数は、人事院資料(諸外国の国家公務員制度の概要(平成26年10月))から抜粋。日本でいう一般国家公務員の数であり、特別国家公務員(防衛省職員含む)は除く。

主要国の統計職員数

